

## 第 4 次基本計画及び個別計画の策定等に関する基本方針

現行の第 3 次基本計画が平成 22 年度で期間満了を迎えるにあたり、次期の基本計画となる第 4 次基本計画とともに、同じく平成 22 年度で計画期間が満了する個別計画について、その策定・改定に関する基本的な方針を以下に示す。

### I 第 4 次基本計画及び個別計画のあり方

#### 1 基本構想と第 4 次基本計画について

第 3 次基本計画については平成 22 年度で計画期間が満了となるが、基本構想は平成 27 年を「おおむねの目標年次」としている。現行の基本構想については、その基本理念、基本目標及び高環境・高福祉のまちづくりを進める 8 つの施策等に掲げる取り組みの方向性等について引き続き有効であると考え、今回、新たな基本構想の策定は行わず、その目標年次までは現行基本構想に基づく取り組みを進めるとともに、新たに策定する第 4 次基本計画の目標、体系等については現行基本構想を踏まえたものとする。

よって第 4 次基本計画については、下記のとおり最終の目標年次は平成 34 年度とするが、平成 27 年度以降の中期及び後期の計画については、現在における市の長期的な施策の展望と方向性を示したものであり、平成 27 年度に新たな基本構想を策定することとなった場合は、同年度に行う第 4 次基本計画の第 1 次改定において、新たな基本構想の方向性に則り、第 4 次基本計画の中期及び後期の計画目標及び取り組み内容等の見直しを行うものとする。また、個別計画についても、同様の考えに基づくものとする。

#### 2 第 4 次基本計画の計画期間及び改定時期について

第 4 次基本計画のあり方については、三鷹まちづくり総合研究所に設置された「第 4 次基本計画と市民参加のあり方に関する研究会」の提言も踏まえ、その計画期間を従前の 10 年から 12 年とし、改定の時期を首長の任期と連動させて 4 年毎とするとともに、並行して改定を行う 20 を超える主要な個別計画についても基本的に同様の仕組みとする。

これまでの自治体の総合計画や個別計画は、国や都の計画との整合等が重視され、選挙で選ばれた首長の公約やマニフェストを必ずしも迅速に反映させる仕組みにはなっていない面もあった。基本計画及び個別計画の策定時期・改定時期を首長の任期に完全に連動させる取り組みは全国的にもほとんど例がないが、第 4 次基本計画の策定については、「地域主権」と「マニフェスト」時代にふさわしい計画行政のあり方を三鷹市から提起するものとする。

年度(平成)	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
	○				○				○			
	第 4 次基本計画											
	前期				中期				後期			

○は市長選挙

### 3 第4次基本計画と個別計画について

平成18年4月に施行した三鷹市自治基本条例では、基本計画と個別計画との整合及び連動を規定しているが、各施策の個別計画についても法令等の定めがあるものを除き基本計画と目標年次を合わせているため、20を超える個別計画が第3次基本計画と同様に平成22年度で計画の満了となる。つまり、第4次基本計画策定においては、基本計画と多数の主要な個別計画の改定や策定を同時並行的に進めるといふ、三鷹市として初めての取り組みを行うこととなる。

このことは、基本計画と個別計画の関連と役割分担を一層明確にする好機であり、第4次基本計画の策定とともに改定や策定を行う個別計画については、その体系や主要事業等について基本計画との整合・連動を一層図るとともに、基本計画では、施策の課題と取り組みの方向、事業の体系と重点課題等を明らかにし、一方、個別計画では、基本計画の体系に基づく各事業の目標、スケジュール及び詳細な取り組み内容等を掲載することによって、基本計画と個別計画の機能的な役割分担を図るものとする。

#### 第4次基本計画と同時に改定等を行う個別計画

(第4次基本計画と同様に平成23年度中に確定を行うもの。)

行財政改革アクションプラン2010(企画経営室)

男女平等行動計画(企画経営室)

ユビキタス・コミュニティ推進基本方針(情報推進室)

地域防災計画(防災課)

事業継続計画(仮称・新規)(防災課)

環境基本計画(環境対策課)

地球温暖化対策実行計画(環境対策課)

環境保全審議会等で一体的に検討

ごみ処理総合計画2010(ごみ処理総合計画2015)(ごみ対策課)

農業振興計画(改定)(生活経済課)

産業振興計画2010(生活経済課)

健康・福祉総合計画2010(改定)(地域福祉課)

第2期障がい福祉計画(地域福祉課)

第4期介護保険事業計画(高齢者支援室)

健康づくり目標・市民も地域も健康みたか2010(健康推進課)

健康福祉審議会等で  
一体的に検討

土地利用総合計画2010(都市計画マスタープラン)(まちづくり推進課)

風景づくり計画(仮称・新規)(まちづくり推進課)

緑と水の基本計画(緑と公園課)

バリアフリーのまちづくり基本構想(まちづくり推進課)

住区ごとの市民  
参加を一体的に  
実施するととも  
に関係審議会等  
で検討

交通安全計画(道路交通課)

総合交通計画(仮称・新規)(道路交通課)

公共施設維持・保全計画(仮称・新規)(公共施設課)

教育支援プラン(特別支援教育推進計画)(学務課)

教育ビジョン(指導室)

教育子育て研究所で一体的に検討

みたか生涯学習プラン2010(生涯学習課)

スポーツ振興計画(仮称・新規)(スポーツ振興課)

みたか子ども読書プラン2010(図書館)

## II 第4次基本計画策定等における市民参加のあり方

### 1 第4次基本計画策定における市民参加の基本的方向

既述のとおり、第4次基本計画は首長の任期との連動を図り、首長のマニフェストを迅速に反映させる仕組みとするが、他方で、マニフェストは市民の意見やニーズに基づいて作成されているとみなされているものの、首長のマニフェストだけで基本計画や個別計画が作られるべきものではない。マニフェストに示されている政策の基本的方向性に加えて、多様化し変化する市民のニーズ等を不断に反映するために市民参加の機会を多様に設定することが重要である。

三鷹市はこれまで、第2次基本計画の策定においては、コミュニティ住区ごとの市民の声を反映するためにコミュニティ・カルテやまちづくりプラン作成の取り組みを行うとともに、第3次基本計画の策定や改定では、大規模な市民会議方式や、ICTを活用したeコミュニティ・カルテ、eシンポジウムによる市民参加、また無作為抽出による市民討議方式など、各種の新たな市民参加手法を開発し、導入してきた。

特に第3次基本計画の策定以降は、市民協働センターを開設し、市民参加や市議会における積極的な検討を経て自治基本条例が制定されるとともに、市民会議・審議会の公開やパブリックコメント制度、パートナーシップ方式など各種の自治・分権の制度や仕組みの具体化を進めてきた。この間、これらの経過を経て、パブリックコメント制度の定着、市民会議・審議会の活性化や計画等の推進体制の強化が進むなど、「参加と協働の日常化」が推進されている。第4次基本計画の策定においては、三鷹市のこれまでの市民参加の経過と築かれてきたネットワークを活かすとともに、住民協議会に加えて市民協働センターや三鷹ネットワーク大学等の機能を最大限に活かすことが重要である。

### 2 コミュニティ住区における市民参加の取り組み(平成22年度)

第4次基本計画の策定とともに、個別計画として土地利用総合計画（都市計画マスタープラン）及び緑と水の基本計画の改定、並びに風景づくり計画(仮称)の新規策定にも取り組むが、これらの個別計画は地域のまちづくりに直結するので、コミュニティ住区毎に丁寧な市民参加を行い、地域の課題等の抽出と取り組みの方向性を明らかにする必要がある。そこで、これまでのコミュニティ住区レベルの市民参加の経験と実績を踏まえ、住民協議会と連携し、また地域の市民にも広く参加を呼びかけて、コミュニティ住区毎のフィールドワーク（まちあるき）やワークショップを開催し、上記の個別計画の策定等を進め、各コミュニティ住区の整備方針を中心として第4次基本計画への反映を図るものとする。

その際、これまでの住民協議会におけるまちづくりに係わる活動成果を活用し、上記の個別計画を中心に、コミュニティ住区毎のまちづくりの達成状況や課題などを市側で分かりやすく取りまとめて住民協議会との取り組みを進めるものとする。また、三鷹風景百選（仮称）の選定などの取り組みにより“まちの再発見”と地域イメージの共有化を図るとともに、ワークショップ等の実施の際には、専門のファシリテーターの活用や、ICTを活用して目指す景観や街並みのイメージをビジュアルに提示するなど、地域のまちづくりの意見交換が創造的になるような取り組みを進めるものとする。

なお、上記の取り組みにおいては、都市整備部を中心としながら、関係部とも連携を図

り進めるものとする。

### 3 市民会議・審議会等における市民参加の取り組み(平成 22 年度～23 年度)

#### (1) 市民会議・審議会における自由討議

市民会議・審議会における取り組みとしては、平成 22 年度は、現行の基本計画の関連施策と個別計画の達成状況と課題の検討を行い、それを踏まえて新たな計画の策定に向けた意見や提言の取りまとめを行うものとする。その際、各市民会議・審議会のあり方にもよるが、「諮問・答申」という形式にとらわれず、実質的な提言の取りまとめができればよいものとする。また、市民会議・審議会ではより活発な検討を行うために、研究会のようなフリーディスカッションによる進行や、あるいはメンバーを選んだワーキングチームの形式も取り入れるなど、自由な意見交換ができる運営に努めるものとする。なお市民会議・審議会における運営の方法は、各市民会議・審議会において主体的に決定するものとする。

平成 23 年度は、平成 22 年度に出された意見・提言を踏まえて市側で第 4 次基本計画の「骨格案」と「素案」及び個別計画の案を作成するが、平成 22 年度と同様に自由な意見交換を踏まえて市民会議・審議会から意見を求め、次のステップに反映させる重層的な取り組みを行うものとする。

#### (2) 無作為抽出による市民委員の選任

市民会議・審議会については自治基本条例の制定を契機として、会議の公開に関する条例の制定や、委員の選任基準を定めて、委員の多選及び複数の市民会議等への就任の制限を行うなど、活性化と開かれた運営を図る取り組みを進めてきた。第 4 次基本計画等の策定において、市民会議・審議会が一層重要な役割を果たすことを考えると、市民会議・審議会においても、これまで市政に参加する機会がなかった市民も含め、幅広く意見を反映させる取り組みが必要である。

そこで、三鷹市がこれまで進めてきたまちづくりディスカッションの意義や成果等も踏まえながら、今後、市民会議・審議会の新たな委員の選任や改選においては、総務部が無作為抽出の手法を取り入れて調製した公募委員候補者リストからの選任の手続きも行うものとする。

#### (3) 市民・団体等のヒアリングや意見交換等の機会の創出

近年、様々な分野において市民活動が一層活発になっている現状を踏まえると、新たな市民グループも含めて、市民や多様な団体の意見を反映させる必要がある。

そこで、市民や団体のヒアリングや、テーマに関する意見交換を行う「団体・グループディスカッション」を実施し、参加の機会を設け、開かれた場と機会の創出に努めることとする。

第 3 次基本計画の策定では、市とパートナーシップ協定を締結した「みたか市民プラン 21 会議」が施策ごとに分科会を設け、自由な討議を経て市に提言を提出したが、第 4 次基本計画の策定では、これまで積極的かつ専門的な検討を行ってきた各市民会議・審議会が、無作為で選出した市民も含めて自由な討議を行うなどの取り組みによって、より「多元的・多層的」な市民参加を進めることができると考える。

#### 4 まちづくりディスカッションによる市民参加の取り組み(平成 23 年度)

##### (1) これまでのまちづくりディスカッションの取り組みと意義

三鷹市は、自治基本条例の「パートナーシップ協定」の規定に基づき、平成 18 年度に三鷹青年会議所と協定を締結し、行政が主催者になる形では全国初の無作為抽出による市民討議会・「まちづくりディスカッション」を開催した。まちづくりディスカッションの取り組みについては、平成 19 年度は第 3 次基本計画の第 2 次改定で、そして平成 20 年度は東京外かく環状道路中央ジャンクション三鷹地区検討会で実施し、これまで参加の機会がなかった市民の意見を反映させる取り組みを進めてきた。

この、まちづくりディスカッションに参加した市民のアンケートでは、ディスカッションが大変有意義であったなど満足度が高く、また、これまでは市政に参加する機会がなかったが、これを契機に市政に関心を持ち、機会があれば参加したいとの意向も多く示され、まちづくりに関する「気付き」を得るきっかけとなっている。無作為抽出による裁判員制度も実施されている今、第 4 次基本計画策定の市民参加においても引き続き積極的な取り組みを行うものとする。

##### (2) 第 4 次基本計画の策定におけるまちづくりディスカッションのあり方

第 3 次基本計画の第 2 次改定で実施したまちづくりディスカッションは、「三鷹の魅力(課題)」の共通テーマに加えて「災害に強いまち」と「高齢者にも暮らしやすいまち」の 3 つをテーマとして討議会を行った。当日は約 50 人の参加者を得て、実行委員会は公募の市民も含めて 12 人で運営を行った。第 4 次基本計画策定のまちづくりディスカッションについては、更に検討テーマを増やすとともに、ディスカッションに参加する市民や運営に携わる実行委員会も拡充するものとする。

また、第 2 次改定におけるまちづくりディスカッションは、同じ課題を検討する他の市民会議・審議会との連携などは図られなかった。今回は、まちづくりディスカッションにおける情報提供の時間帯において、テーマに関係する市民会議・審議会の座長等が、これまでの検討を踏まえてテーマに関する市の現状や課題などについて情報提供を行うとともに、まちづくりディスカッションで出された提言を市民会議・審議会にも送付して検討に反映させるなど、他の市民参加との連携を図る「多層的」な取り組みを行うこととする。

また、三鷹市のまちづくりディスカッションは第 1 回目から市民による実行委員会によって進められているが、引き続きまちづくりディスカッションの運営や提言の取りまとめは、行政主導ではなく中立の立場で公平に進めるものとする。また、第 4 次基本計画策定におけるまちづくりディスカッションでは、市民協働センター(みたか市民協働ネットワーク)が中心となり、市民スタッフの養成、実行委員会の立ち上げと提言の取りまとめなど、その設立の趣旨・目的である市民参加の事務局やプラットフォームとしての役割を果たすことができるように、市と連携した取り組みを進めるものとする。

## 5 市民参加データ集等の作成ときめ細かな市民参加の取り組み

### (1) 市民参加を進めるデータ集等の作成

第4次基本計画策定における各種の市民参加を進めるにあたっては、自治基本条例で定めるように市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成が不可欠である。

これまで市が基本計画の策定や改定時に作成してきた「三鷹を考える論点データ集」については既に市内で作成チームが発足し、平成22年秋の発行に向けて検討を進めている。また、「三鷹を考える基礎用語事典」については、今回は電子版の取りまとめと活用を行うこととし、今後、秘書広報課と各課が連携して作成を進め、同じく平成22年秋の発行に向けて取り組みを進める。

さらに、毎年、企画経営室で取りまとめている「三鷹市自治体経営白書」については、今後、発行するものは、現行の基本計画や行財政改革アクションプランのトータルな達成状況が掲載されるものとなるため、上記のデータ集等と合わせて、市民会議・審議会等での活用を図るものとする。

### (2) コミュニティ住区毎のまちづくり懇談会の取り組み

これまで、基本計画の「骨格案」や「素案」の策定に際してコミュニティ住区毎に実施してきたまちづくり懇談会については、第4次基本計画の策定においては地域の課題のほか全市的な課題についても意見交換を行うとともに、今回、同時に策定を進める個別計画についても合わせて意見を提出できるような運営を検討する。また、平成22年度に実施するコミュニティ住区毎のフィールドワーク（まちあるき）の意見の反映についても、平成23年度に行うまちづくり懇談会で結果をフィードバックするものとする。

### (3) パブリックコメント、アンケート調査の取り組み

基本計画の「骨格案」や「素案」の策定に際しては、手続条例に基づくパブリックコメントを実施するとともに、アンケート葉書を添付した広報特集号を発行するなど、幅広く市民の意見を反映させる取り組みを進める。

またアンケート調査としては、これまで基本計画策定や改定毎に実施してきた無作為抽出による市民意向調査を平成22年度に企画経営室で実施し、計画の施策毎の重要度や満足度等に関する調査を行うとともに、同年度に団体意向調査も実施するものとする。

### (4) 参加と協働のネットワークの活用

市民会議・審議会における市民参加の取り組みで掲げたとおり、第4次基本計画の策定と並行して行う多くの個別計画の策定や改定においては、それぞれの施策に関わる市民、市民団体、関係団体、事業者、学識経験者等に広く意見を求め、それを第4次基本計画の策定にもつなげ、反映させる丁寧な取り組みを行うことによって、これまで三鷹市が築いてきた参加と協働のネットワークをフルに活かした「多元的・多層的」な市民参加が進めることができるといえる。また、これらの取り組みにおいては「市民参加の窓口機能」を果たす市民協働センターと連携を図るものとする。

さらに近年、「事業仕分け」の手法も注目されているが、新たな行財政改革推進計画の策

定も踏まえ、学識経験者等の第三者の視点も踏まえて事業実施主体を「仕分け」していく視点も、計画に掲載する事業の検討においては有効であるとする。

### 第4次基本計画及び個別計画の策定等の進め方

